静岡県がんセンター局管理規程第13号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年9月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局職員就業規程(平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

ĺ	改正する。						改正後				
	別表第4 (略)				1	別表第4 (略)					
	仮	健康診査又は予防接種受診等回数表				健康診査又は予防接種受診等回数表					
	健	健康診査等の区分		備考		健康診査等の区分 回数 仮		備考			
	(略	(略)				(略)					
	予防	ジフテリア、百日	予防	予防接種		予防	ジフテリア、百日	予防	予防接種		
	接種	せき、急性灰白髄	接種	法第2条		接種	せき、急性灰白髄	接種	法第2条		
		炎(ポリオ)、麻	を受	第1項に			炎(ポリオ)、麻	を受	第1項に		
		しん、風しん、日	ける	規定する			しん、風しん、日	ける	規定する		
		本脳炎、破傷風、	ため	予防接種			本脳炎、破傷風、	ため	予防接種		
		結核、Hib感染	に必	(ツベル			結核、Hib感染	に必	(ツベル		
		症、肺炎球菌感染	要と	クリン反			症、肺炎球菌感染	要と	クリン反		
		症(小児がかかる	認め	応検査を			症(小児がかかる	認め	応検査を		
		ものに限る。)、水	る回	含む。) を			ものに限る。)、水	る回	含む。) を		
		痘、その他管理者	数	いう。			痘、 <u>B型肝炎</u> その	数	いう。		
		が認めるもの					他管理者が認める				
							もの				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、公布の日から施行する。